



## 申請者の区分

### ア 各種行政機関等

- a) 国、県、市
- b) 学校教育法に規定する団体
- c) 私立学校法に規定する学校法人
- d) 国、県、市が設置する社会福祉法並びに児童福祉法に規定する団体
- e) 実質的に行政機関が事務局を担う実行委員会等
- f) 市の出資法人

### イ 公共的団体等

- a) 地方自治法157条及び行政実例で例示されている団体（農業協同組合、商工会等）
- b) アダプト制度活用団体（さいたま市、及び指定管理者によるものに限る）
- c) 自治会及び自治会に係る自主防災組織、子供会、婦人会、老人会等
- d) 国、県、市以外が設置する社会福祉法に規定する団体
- e) さいたま市障害者の利用に係る公の施設使用料等減免条例に定める者
- f) 市内のNPO等の非営利団体、ボーイスカウト、ガールスカウト
- g) 市体育協会、文化協会、レクリエーション協会、スポーツ少年団等
- h) 指定管理者

### ウ その他の申請者

ア、イで例示したもの以外の団体または個人

## 行為許可申請による使用料金の減免率

申請者区分	減免率
ア 各種行政機関等	100%
イ 公共的団体等	100%
ウ その他の申請者	0%

## 行為許可に係る利用料金表

行為の種類	単位	利用料金
行商、募金その他これらに類する行為	利用面積1平方メートルにつき1日	50円
業として行う写真撮影	撮影機1台につき1日	100円
臨時に会費を徴して行う写真コンテスト等の撮影会	1件につき1日	1,100円
業として行う映画又はテレビジョンの撮影	撮影機1台につき1時間	3,300円
興行	利用面積1平方メートルにつき1日	10円
競技会等	利用面積1平方メートルにつき1日	5円
一時的な広告の表示	表示面積1平方メートルにつき1日 (大型映像装置により表示する場合を除く。)	3,300円
	大型映像装置による表示1日につき	132,000円

### 備考

1. 利用者が入場料等を徴収する場合の公園施設の利用料金は、総収入額の100分の5.5に相当する額(その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、総収入額の100分の5.5に相当する額が、18,000円に満たないときは、18,000円とする。

#### 【個人情報の取扱いについて】

ワールドインテック「個人情報保護方針」に従い適正な管理を行い、個人情報の保護に努めます。  
取得した個人情報は、公園内行為許可に関わる業務のため利用します。

#### 【個人情報問合せ先】

株式会社ワールドインテック パークマネジメント事業本部  
管理部 愛媛県西条市大町1705番地1 TEL: (0897)56-0010